

1 議 事 日 程 (5 日 目)

〔平成17年太宰府市議会第1回(3月)定例会〕

平成17年3月24日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第3号 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)
- 日程第2 議案第11号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について(環境厚生常任委員会)
- 日程第3 議案第12号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第4 議案第13号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第5 議案第14号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第6 議案第15号 太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第7 議案第16号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第8 議案第17号 太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)
- 日程第9 議案第18号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第10 議案第19号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について(建設経済常任委員会)
- 日程第11 議案第20号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)
- 日程第12 議案第21号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について(各常任委員会)
- 日程第13 議案第22号 平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第14 議案第23号 平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)
- 日程第15 議案第24号 平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算(第3号)について(建設経済常任委員会)
- 日程第16 議案第25号 平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第3号)について(建設

経済常任委員会)

- 日程第17 議案第26号 平成17年度太宰府市一般会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第18 議案第27号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第19 議案第28号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第20 議案第29号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第21 議案第30号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第22 議案第31号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第23 議案第32号 平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第24 議案第33号 平成17年度太宰府市水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第25 議案第34号 平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第26 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願(総務文教常任委員会)
- 日程第27 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願(環境厚生常任委員会)
- 日程第28 意見書第8号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書(建設経済常任委員会)
- 日程第29 意見書第9号 WTO・FTA交渉に関する意見書(建設経済常任委員会)
- 日程第30 太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告について
- 日程第31 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について
- 日程第32 議員の派遣について
- 日程第33 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番 | 力丸義行 | 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 | 議員 | 4番 | 橋本健 | 議員 |
| 5番 | 中林宗樹 | 議員 | 6番 | 門田直樹 | 議員 |
| 7番 | 不老光幸 | 議員 | 8番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番 | 大田勝義 | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵 | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 佐伯修 | 議員 |
| 15番 | 安部陽 | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |

19番 武藤哲志 議員

20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	地域振興部長	石橋正直
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
建設部長	富田讓	上下水道部長	永田克人
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	花田勝彦
総務部次長	松田幸夫	地域振興部次長	三笠哲生
健康福祉部次長	村尾昭子	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	建設課長	武藤三郎
上下水道課長	宮原勝美	教務課長	井上和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一
議事課長	木村洋
書記	伊藤剛
書記	満崎哲也
書記	高田政樹

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第3号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第1、議案第3号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は、建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 皆さん、おはようございます。

3月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第3号「市道路線の認定について」につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、まず執行部の補足説明を受け、現地調査を行い、慎重に審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回認定する路線は、「川原・正尻線」、「川原2号線」、「川原3号線」の3路線であり、昨年12月議会で市道路線として認定した「正尻・川久保線」への取り付け道路として整備するために、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により市議会の議決が求められたものです。

審査において各委員からこの3路線の必要性について質疑があり、御笠川の河川改修、区画整理事業、将来的な市街化区域への編入など、この地域の全体的なことを考えた場合、幹線的な道路が必要であること、また道路構造や取り付けなど技術的な要素からこの3路線を整備するとのことでした。

本議案についての質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第3号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第3号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第2 議案第11号 筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について

議長(村山弘行議員) 日程第2、議案第11号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

17番(福廣和美議員) 3月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第11号「筑紫地区介護認定審査会事業特別会計条例の制定について」につきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の条例制定は、太宰府市が筑紫地区4市1町で共同設置しております筑紫地区介護認定審査会の平成17年度、平成18年度の事務担当市となることに伴い特別会計を設置するもので、このことにより平成17・18年度の当特別会計の予算、決算は太宰府市議会で審査することになるとのことです。

質疑を終わり、討論はなく、議案第11号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました

以上、報告を終わります。

議長(村山弘行議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分

~~~~~

日程第3から日程第8まで一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第3、議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第8、議案第17号「太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第8までを一括議題とします。

日程第3から日程第8は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

19番(武藤哲志議員) 3月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第17号「太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について」までは、3月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」報告します。

本案は、市長の提案理由説明でもありましたように、国に準じて昇給停止年齢56歳を55歳に引き下げるもので、経過措置として平成17年4月1日現在で50歳を超えている職員の昇給については従来どおりとするものです。

補足説明で、この昇給停止に伴う賃金の抑制効果は、1年平均9名が対象とのことで試算した場合、10年後には1年間でおよそ470万円の減額になることを確認しました。

本議案に対する委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第12号は委員全員一致で原

案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」報告します。

本案は、太宰府市特別職の職員に筑紫地区介護認定審査会委員を加え、会長、合議体の長、委員の報酬及び費用弁償を定めること、及び市内に居住されている非常勤の特別職の職員に支給する費用弁償額を2,200円から1,600円に改定する案です。

委員から筑紫地区介護認定審査会委員の報酬及び費用弁償が自治体によって異なることはないかとの質疑があり、報酬額については会長及び合議体の長は1万1,400円、委員は9,400円で費用弁償額については4市1町の委員すべてが1,600円であることを確認しました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第13号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」報告します。

本案は、議員に支給する費用弁償額を2,600円から2,000円に改定するものです。

この議案については、議員協議会で協議が調っていましたが、委員からの質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第14号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号「太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について」報告します。

本案は、北谷運動公園の野球場の使用料と照明使用料を平成17年7月1日から改正する内容です。

質疑において、今回の値上げに伴い、9か月間で20万円ほどの増額になることを確認しております。

関連する問題ということで、委員から公共施設の使用料の減免は継続されるのかとの質疑がありました。休憩をとり、委員で協議を行い、この減免問題については今後協議を行っていくことでまとめましたので、本議案の審査の中で、この減免問題は切り離して考えることとして審査を再開いたしました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」報告します。

平成17年度当初予算では、水辺公園の委託料として8,443万円支出するのに対し、収入は2,400万円となっており、受益者負担を踏まえて改正させていただきたいと補足説明がありました。

質疑において、今回の値上げに伴い、7月からの9か月間で160万円ほどの増額になることを確認いたしました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第16号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号「太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について」報告します。

本案は、文化財保護法及び福岡県文化財保護条例の一部が改正されたため、条例における引用法令の条文の整理を行うために条例を改正することです。

本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第17号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第12号から議案第17号までの報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第12号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第13号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第14号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第15号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第16号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第17号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第12号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 通告をしてたと思うんですが、委員会で各委員から熱心に審査をいただいたんですが、この議案書の33ページにありまして、この内容っていうのは大変な大きな問題を抱えております。現在、この条例についてですが、経過措置として平成17年4月1日から基準日ということで、基準日において50歳を超えている職員の昇給については、従前の例によるところになりますが、49歳以下の人っていうのはこの太宰府市の職員のはっきり言って200名近くに及ぶわけですね。この方は一切こういう状況の中で給与の引き下げっていうか、5年間

についてこの部分でありますこの特例的な問題で56歳を55歳にするというのはわかりますが、今度はこの下の方にあります50歳という方は49歳の方がずっと大変な給与カットになることがこの中に含まれております。この不況の中で公務員給与を年々次から次に引き下げの中で、この昇給がこういう状況になるっていうのは太宰府市の職員として、日夜一生懸命頑張っていたらいる職員に対する大変な痛みを押しつけることになりまして、ここの中のほんの一部についてはですね、こういう状況がもしもかもしれませんが、全体的職員には大変な給与の引き下げになるということが含まれておりまして、こういう言い方で申しわけございませんが、ここにおられる50歳以上の人は経過措置で、ある一定の保障がぴしっとされるんですが、それ以下の方は給与の昇給停止になってみたり、将来の退職金、年金にも大変な大きな影響を受けるということがこの中でわかりましたので、私としてはこの議案第12号については賛成はできません。

以上です。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時17分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第13号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第14号「議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第15号「太宰府市立運動公園設置条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) 議案第15号については反対の立場から討論をいたします。

内容は、北谷運動公園野球場の使用料を市内の利用者については500円、市外の利用者は1,000円だったものをそれぞれ倍に値上げをするというものです。福岡都市圏のスポーツ施設を広域利用できるようにするために、近隣市町との金額格差があっては不都合だというのが値上げの理由とされておりますが、確かに広域で施設を利用できるということは市民にとって一つのメリットであるかもしれませんが、確かに公の施設というのは、住民の福祉を増進する目的をもって設置されているものです。その地域に住む住民が利用しやすい施設にしていくことを第一の目的として考えるのが設置者である自治体の役目であるはずで、市の財政難も相まっての値上げでしょうけれども、市民の健康福祉増進の場である、そしてまたコミュニケーションを図る場である公共施設の使用料を引き上げることについては認められません。

以上で反対討論を終わります。

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時20分

議長(村山弘行議員) 次に、議案第16号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番(山路一恵議員) この議案の内容は、プールの使用料を大人で20円、幼児から小・中・高校生までを10円値上げし、超過分についても10円ないし、5円引き上げるというものです。金額が小額とはいえ、値上げには変わりありません。先ほどの議案第15号で討論した内容と同

じ理由により議案第16号についても反対をいたします。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時21分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第17号「太宰府市文化財保護条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分

~~~~~

日程第9と日程第10を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第9、議案第18号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び日程第10、議案第19号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9及び日程第10を一括議題とします。

日程第9及び日程第10は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第18号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び

議案第19号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部から補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

それではまず、議案第18号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

今回の改正は、太宰府館使用料の一部見直しであり、その内容は冷暖房料金を各部屋の使用料に含めること、3階まほろばホール控室の料金区分の追加、それから複数日にわたって使用する場合の1日当たりの使用料基準時間の変更、館の開館後無料としていた物品や新たに購入した物品などについて料金区分を設けることです。

審査において、当初の料金設定について執行部に説明を求め、近隣の状況や公民館などの使用料を参考に算定していたことを確認しました。

なお、10月の開館後、本年1月までの利用者件数などの状況についても資料をもとに報告を受けましたが、これまで主に近隣の方の利用が多いとのことですので、太宰府館の観光客利用促進のための方策を早期に検討していただきますよう要請しておきます。

本議案に対する質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で、議案第18号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」報告いたします。

今回の改正は、不動産登記法が平成17年3月7日に施行されたことに伴い、条例の施行規程第17条の「土地登記簿」の字句を「登記簿」に改めるものですが、住民の利害関係に直接関係ないため、施行日を3月7日に遡及し、改正したいとのこと。

審査の結果、本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第19号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第18号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第19号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第18号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時27分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第19号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時27分

~~~~~

日程第11 議案第20号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第11、議案第20号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第20号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

今回の条例改正は、通院に関する乳幼児医療費の支給対象年齢を3歳未満から1歳引き上げて4歳未満までとするものです。

委員より今回の改正により増加する対象者の人数を尋ねたところ、650人ということであり、この部分の予算については、平成17年7月1日施行予定ということで、平成17年度予算の

中の乳幼児拡充分医療費として835万5,000円が計上されているということです。しかし、実質的には2か月後の9月分からの支払いになるため、この数字は7か月分ということであり、1年分に換算すると1,430万円の試算になるとのことです。

質疑を終わり、討論はなく、議案第20号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分

~~~~~

日程第12 議案第21号 平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

議長（村山弘行議員） 日程第12、議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 3月3日の本会議において、各委員会に分割付託されました議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）」の総務文教常任委員会所管分については、3月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしたしましては、公債償還元金が5,656万7,000円増額補正されてお

ります。これは平成13年度事業で行った地域イントラネット整備事業の貸付金の償還を国の補正予算で繰上償還が行われるようになったため8,485万円を一括で償還するとのことです。

次に、公債償還利子5,774万1,000円の減額は、予定していた事業が繰り越しとなり、翌年度借り入れに変更することや利子の利率変更に伴うものです。

他の多くは、工事内容の変更、入札減、執行残などが生じたため、不用額等の減額補正を行ったとのことです。

続きまして、歳入の主なものといたしましては、景気低迷による法人市民税の減額、歴史と文化の環境税については、平成16年1月から3月まで関係者との間に混乱が生じていたために税収見込みが変更になり減額、逆に固定資産税、軽自動車税、市たばこ税については増額ということで市税が補正されております。

地方交付税につきましては、国の補正予算により、平成16年度の普通交付税として減額されていたものが、全額回復したということで増額になっております。

他の補正部分につきましては、歳出の補正に伴う調整となっております。

本議案の当委員会所管分に対する質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第21号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月3日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回の当委員会所管分の主な補正は、歳出において、土地開発公社で所有している地区道路整備事業用地の買い戻し、奥園水路溢水対策のための雨水排水路整備、保留地処分金精算に伴う佐野土地区画整理事業基金積立金、災害復旧費などが追加され、各事業費の確定に伴い、執行残、入札減、不用額が生じ、減額されております。

歳入において、歳出財源としての補助金、繰入金、市債がそれぞれ追加変更されております。

また、第2表の繰越明許費では、観光宣伝印刷物作成業務、道路改良や整備事業などの追加13件と変更1件、事業費確定に伴う地方債の追加と変更が補正されております。

審査において、各款各項の説明を詳細に受け、その都度不明な部分について回答を求めましたが、特に問題はありませんでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第21号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 3月3日の本会議において、3常任委員会に分割審査付託されました議案第21号「平成16年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）」の環境厚生常任委員会所管分につきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果をご報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において、給付対象者が見込みより少なかったことによる児童手当、児童扶養手当、乳幼児医療費の減、6,512万3,000円。15世帯の死亡廃止に伴う生活保護費の減、7,450万円。老人医療費の増額補正に伴う老人保健特別会計への繰出金の増、2,226万5,000円などが補正されており、歳入については主にそれに伴う補正になっております。

委員より、生活保護費に関連して、生活保護相談の現在の状況を尋ねたところ、相談件数は例年以上に増加しており、現在の3人のケースワーカーの体制では、1人80世帯までが限度であるという国、県の指導のぎりぎりの状況で行っているとの回答があり、新たな相談や申請を忙しいとの理由で断ることのないよう人員増も含めて検討するように要望いたしました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第21号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。



採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

( 全員起立 )

議長 ( 村山弘行議員 ) 全員起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分

~~~~~

日程第13と日程第14を一括上程

議長 (村山弘行議員) お諮りします。

日程第13、議案第22号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) について」及び日程第14、議案第23号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算 (第2号) について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第13及び日程第14を一括議題とします。

日程第13及び日程第14は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

[17番 福廣和美議員 登壇]

17番 (福廣和美議員) 3月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第22号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) について」、議案第23号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算 (第2号) について」につきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し審査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

まず、議案第22号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) について」は、歳入歳出それぞれ210万円の増額補正がなされており、その内容は主に療養費の不足が見込まれるための補正となっております。

本議案に対する質疑はなく、また討論もなく、議案第22号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算 (第2号) について」は、歳入歳出それぞれ2億9,481万8,000円の増額補正がなされており、内容は主に入院に係る医療費の増となっております。

委員より医療費の伸びの具体的な理由を尋ねたところ、老人医療対象者の平均年齢も上がり、平成15年度と平成16年度の前半9か月間の比較をすると入院で629件増加しており、入院

1件に係る費用単価も上がっていることが考えられるとの回答を得ました。

質疑を終わり、討論はなく、議案第23号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第22号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第23号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第22号「平成16年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時44分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第23号「平成16年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時45分

~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第15、議案第24号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び日程第16、議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括議題とします。

日程第15及び日程第16は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 3月3日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第24号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及び議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」につきましては、3月8日委員全員の出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

それではまず、議案第24号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、収益的収入において、給水水量が伸びたことに伴う増額、支出では、事業費確定に伴う入札減、執行残などによる減額です。

資本的収入において、区画整理事業や下水道工事に伴う布設替工事の入札減などによる工事負担金の減額や水道加入者の増加に伴う加入者負担金の増額、支出では、平成14年度から施工している大佐野浄水場施設改良工事や配水管新設工事の事業費確定に伴う入札減及び不用額分の減額です。

審査に当たり、予算書3ページからの実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受けましたが、特に問題がなく、委員からの質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第24号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、収益的収入において、水道事業の給水水量と同様、水量が伸びたことに伴う下水道料金の増額、支出では下水道水量が増えたことに伴う流域下水道維持管理負担金の増額、陣ノ尾雨水幹線16-1工区工事に伴う資産減耗費の増額、その他各事業費確定に伴う入札減、執行残などによる減額です。

資本的収入において、事業費確定に伴う建設企業債の減額、国庫補助金額の確定による増額、受益者負担金や下水道加入負担金の増額、支出では決算見込みや事業費確定に伴う執行残、入札減による減額です。

また、公共下水道事業債、流域下水道事業債の限度額についてそれぞれ減額されております。

審査に当たり、議案第24号と同様、予算書4ページからの実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受けましたが、特に問題がなく、委員からの質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第25号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第24号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第24号「平成16年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時50分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第25号「平成16年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第3号）について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時51分

~~~~~

日程第17から日程第25まで一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第17、議案第26号「平成17年度太宰府市一般会計予算について」から日程第25、議案第34号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第17から日程第25までを一括議題とします。

日程第17から日程第25までは予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番(武藤哲志議員) 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第26号「平成17年度太宰府市一般会計予算について」から議案第34号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について」は、3月1日、第1日目の予算特別委員会で執行部から説明を受け、3月16日、17日、18日の3日間にわたり、市長ほか助役、収入役、教育長及び各部課長出席のもと、具体的な審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

審査に当たりましては、平成17年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で、審査資料をもとに、質問形式により本年度の施策に対してできるだけ明らかになるよう審査をいたしました。審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出いただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼申し上げます。

初めに、議案第26号「平成17年度太宰府市一般会計予算について」報告します。

予算の概要及び特色並びに重要な施策、新規事業につきましては市長の提案理由説明、また予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに委員会においては各委員の質疑に対し、所管の部課長より詳細な説明を受けました。審査の中での問題点、また委員から出されました指摘、意見、要望につきましては委員会の最後にご了承いただきましたように、後日議事録が配付されますのでご参照いただきたいと思います。本市の財政は、危機的状況にあります。それを理由に負担の転嫁や市民サービスをおろそかにすることなく、一日も早く財政立て直しを

されるよう強く要望いたしておきます。

審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」から、議案第28号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第29号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第30号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」、議案第31号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」及び議案第32号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」までを一括して報告申し上げます。

以上、6件の特別会計予算については、款項目ごとに審査を行いました。筑紫地区での組織として、筑紫地区介護認定審査会が平成17年度と平成18年度の2か年間本市が担当市となることからその事業会計にかかわる特別会計が設けられ、その会計につきましてもあわせて審査いたしました。

なお、審査の詳細については、一般会計同様に予算審査の会議録を参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第27号から議案第32号までにつきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号「平成17年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第34号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計予算についても款項目ごとに慎重に審査を行いました。

なお、審査の詳細については同様に予算特別委員会の審査の会議録を参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、委員全員一致で議案第33号及び議案第34号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第26号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第27号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第28号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第29号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第30号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第31号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第32号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第33号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、議案第34号の委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第26号「平成17年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

まず、原案に反対の討論はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 平成17年度の一般会計予算については、地方財政を圧迫する三位一体改革の影響、長引く不況による景気の低迷などで、予算編成にも大変なご苦労があったと思いますが、全体として歳入歳出ともに市民に負担となるような内容も含まれていることから、一般会計予算については反対の立場で討論をいたします。

歳入においては、地方交付税と臨時財政対策債合わせた額を平成15年度と比較をしますと7億7,140万円の減となっており、依然として財政調整基金を取り崩しての対応を余儀なくされています。市税の状況を見ますと、個人市民税は5,331万円の増となっていますが、これは住民税均等割の見直しによる増で、市民の経済状況が豊かになったわけではなく、法人市民税は3,753万円の減と引き続き不況を反映した税収となっています。2005年からは、所得税、住民税の定率減税の半減を皮切りに、本格的な増税路線が引かれており、その影響ははかり知れません。政府の増税路線により市民の暮らしへの悪影響が危惧をされる中、歳出では市の財政危機を理由にした住民サービスの切り捨てが盛り込まれています。生活保護世帯への見舞金の廃止、在宅老人対策では、介護用品、紙おむつ支給対象減や給食サービスの減、体育文化施設の使用料の値上げ、施設減免規程の見直しなど、市民にも一定の我慢をお願いしなければならないと、財政悪化のツケを市民にも負わせようとしておりますが、市民の生活が大変なときにこそ、地方自治法で住民のための施策を行うべきであるものを、逆に負担増を押しつけるというのは認められません。そうする前にまず市長自らが身を切っても市民に理解を得ようといった姿勢を見せていただきたいし、私はそうすべきだというふうに思います。

そして、庁内で努力することとして、臨時嘱託職員の削減や職員の時間外手当の削減などが上げられておりますが、これは職員に過重労働を負わせることにつながります。健康破壊、士気の低下などを招き、結果として行政サービスの低下に連動しないかという心配がありますので、住民サービスを低下させない意識を持って人員配置、定員増を行ってください。

それから、もう一つの矛盾は財政厳しいと言いながら同和対策事業については特に大きな見直しもなく継続されていることです。市民に対して公平性、受益者負担を言われるのならまず、同和対策事業を抜本的に見直すべきだと考えます。平成17年度の新規施策として、乳幼児医療費の年齢の引き上げ、病後児保育などの子育て支援の充実、母子家庭支援事業など市民から要望の高かった施策が実施されるなど評価できる点多々ありますが、さきに述べましたように賛成できない点が含まれておりますので、反対を表明して討論を終わります。

議長（村山弘行議員） 次に、原案に賛成の討論はありませんか。

6番門田直樹議員。

6番（門田直樹議員） 公共施設利用料減免措置の廃止に関しまして、執行部のお考えでは、7月1日を改め、10月1日からにするとのお考えですが、本来市民活動を奨励、支援するべき立場の市が一方的な理由を主張し、社会教育団体へ新たな負担を強いようとしていることは残念でなりません。延期はとりあえずいいとしましても、減免措置の廃止そのものには反対であるということをも明言いたしまして、賛成の討論とします。

議長（村山弘行議員） 次に、原案に反対の討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変、予算特別委員会では委員の皆さんから長時間にわたりまして審査をいただきました。しかし、予算特別委員長をしておりましたので、討論ができませんでしたので、ここで討論をさせていただきたいと思います。

また、我が党の山路議員の方から具体的に討論をされておりますが、それと同じであります。ただ、昨日参議院で可決いたしましたこの内容というのは住民税控除をはじめ、三位一体改革による国庫補助、負担金の縮小、廃止、これが地方自治体に押しつけられてくる。一方、国の財政を見ますと大型公共事業をはじめ、大企業に対する減税だけは温存をして、一市民と言われる年金者に対する大変な負担増だとか、今後専業主婦に対しても、それから様々な形で負担増が出てくるわけでありませう。

それから、先ほども山路議員の討論がございましたが、庁内で努力するもの、それから市民が負担するものという内容というのはより一層これが実施されることによって、不況、そういう雇用が狭められるという問題がありますし、市民の負担というのは大変なものです。それから、今後職員の負担が一番大きな問題になるんじゃないかと、以前も質問したことはありますが、この退職者が年々増加していく中で、財政が厳しいからといって職員の不補充という問題が出てますが、管理職が多くなったり、逆に職員採用が出てこなくて、臨時、嘱託、職務権限のない職員が増えることによって、より一層行政としての問題もあるんじゃないかと、同じ財政規模でも職員総数が委託、嘱託、こういうものが太宰府以上に少なく、職員が多い自治体もありますし、こういう厳しい中で病院経営もやっているところもありますが、太宰府市については今後の財政問題では市民に負担させないためには、どうしたらいいのかというこの財政問題についても将来の10年、20年先まで含めた徹底した検討委員会もつくる必要がありま

す。

それから、昨日も市長、助役、収入役、教育長、それから部長含めてですが、先ほども山路議員も反対討論しておりましたが、管理職が運動団体から2時間以上にわたりまして、様々な要求を、以前要求されたことについて交渉を受けており、もう法律はなくなりました。太宰府で使ったお金というのは本当にもう大変な額です。もうある一定けじめもつけなきゃいけないんですが、施政方針の中にも、そして予算の中にも本当に不公平な同和行政がまかり通ってることも明らかになっておりますし、聖域化しているところに問題があります。そういう状況もありまして、予算の中では市民にとって必要な内容も大変含まれております。そのことはよくわかります。ただし、問題点もありますので、この予算については賛成できない態度表明を明らかにしておきたいと思えます。

以上です。

議長（村山弘行議員） 次に、原案に賛成の方の討論はありませんか。

7番不老光幸議員。

7番（不老光幸議員） 私は、平成17年度太宰府市一般会計予算につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

国の三位一体の改革により平成16年度に引き続き、平成17年度も本市の地方交付税の減額がなされる状況の中で、それを補う市税等の伸びもなく極めて厳しい財政状況になっております。執行部におかれましては、予算編成に当たり、歳入の不足、一方市民ニーズにどうこたえるか、大変な苦慮をされております。予算で、庁内の自助努力として3億4,858万7,000円を目標に、滞納税の徴収強化及び歳出削減努力をすると計上されております。担当の職員の皆さん方には大変なご苦勞があるわけですが、この厳しい状況を乗り切るためにぜひとも頑張ってくださいますようお願いいたします。

また、福祉でまちづくり推進プロジェクトで新規に母子家庭、乳幼児支援事業が5項目、厳しい財政の中で前向きに配慮されまして取り組まれますことに感謝を申し上げます。平成17年度の予算審議におきましては、大変厳しい財政状況、さらに市民の皆様にもご負担をお願いせねばならないことなどもあり、長時間にわたり審査をいたしました。この厳しさは今後も続くと思われまます。執行部におかれましても数年度にわたる財政運営計画の策定を市長も述べられてありますように実施されまして、早期の財政健全化をなし遂げられますようお願いしまして、賛成討論にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

16番田川武茂議員。

16番（田川武茂議員） 私も平成17年度の予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

先般、議員全員による予算特別委員会におきまして、長時間にわたり、慎重に審査いたしました。その結果、太宰府においては三位一体改革の導入によって、地方交付税の大幅な削減に

より非常に財政が困窮している中で、執行部の皆さん方、日夜努力をされまして、この予算を編成されました。今後、太宰府市の発展のために、看護学校跡地の払い下げの問題、高雄地区まほろば号開設に伴う道路の新設、災害復旧工事等、最重点課題といたしまして取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

私たち、議会といたしましてもこの予算に対し、理解を示し、今後太宰府市が財政的にどうなるか、真剣に考えていただきまして、1年間のこの予算に準じて執行していただきますようお願いを申し上げまして討論にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時11分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第27号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時12分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第28号「平成17年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時12分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第29号「平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時13分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第30号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時13分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第31号「平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時14分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第32号「平成17年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時14分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第33号「平成17年度太宰府市水道事業会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時15分

議長（村山弘行議員） 次に、議案第34号「平成17年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時15分

議長（村山弘行議員） ここで11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時15分

~~~~~

再開 午前11時30分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第26 請願第4号 早期に中学校完全給食の実施を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第26、請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） 昨年の3月定例会において当委員会に審査付託され、それ以来継続審査となっておりました請願第4号「早期に中学校完全給食の実施を求める請願」につきましては、3月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

この請願につきましては、総務文教常任委員会協議会で再度継続審査とすべきとの意見が出されておりましたことから、私から継続審査とすることを提案いたしました。

委員から異議がなかったので、本請願を継続審査とすることについて採決を行いました。

その結果、請願第4号につきましては、委員全員一致で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、請願第4号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時32分

~~~~~

日程第27 請願第11号 良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願

議長（村山弘行議員） 日程第27、請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

17番（福廣和美議員） 平成16年12月3日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第11号「良識的な男女共同参画条例の制定を求める請願」につきましては、3月9日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

委員より、現在様々なグループで任意の勉強会が行われており、結論を出すのはそれらの状況を見守ってからではどうかとの意見が出され、本請願は継続審査することで採決を行いました。

その結果、大多数賛成で、請願第11号については継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第11号に対する委員長の報告は継続審査です。委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第11号は継続審査することに決定しました。

継続審査 賛成18名、反対1名 午前11時34分

~~~~~

日程第28と日程第29を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第28、意見書第8号『「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書』及び日程第29、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第28及び日程第29を一括議題とします。

日程第28及び日程第29は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

14番（佐伯 修議員） 12月3日の本会議において、建設経済常任委員会に審査付託され継続審査とされておりました意見書第8号『「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書』及び意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」につきましては、3月8日委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

それではまず、意見書第8号『「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書』を報告いたします。

本意見書の審査に当たりまして、委員から意見を伺ったところ、12月の委員会同様、もう少し内容について確認したいという意見がありましたが、大手企業が農業参入することになると兼業農家の経営状況が大変厳しくなると考えられ、基本計画において、現在の農業経営を保つことが本意見書の趣旨でもあるため、国会でも審議されている今、本意見書を提出してはどうかとの意見がありました。

協議を終わり、本意見書に対する討論はなく、採決した結果、委員全員一致で意見書第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」を報告いたします。

本意見書の審査に当たりまして、委員から意見を伺ったところ、WTO（世界貿易機構）では、特に2国間の関税の税率が引き下げられることにより、外国の野菜などの生産物が大量に日本に輸入された場合、国内生鮮食品の流通に影響が出てくることが考えられる。そのため、意見書第8号と同様、営農者保護の観点から本意見書を提出してはどうかとの意見が出されました。

協議を終わり、本意見書に対する討論はなく、採決した結果、委員全員一致で意見書第9号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

意見書第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 次に、意見書第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

意見書第8号『「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書』について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第8号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時39分

議長(村山弘行議員) 次に、意見書第9号「WTO・FTA交渉に関する意見書」について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第9号に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時39分

~~~~~

日程第30と日程第31を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第30、「太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の中間調査報告について」及び日程第31、「太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第30及び日程第31を一括議題とします。

日程第30及び日程第31は各特別委員会に付託しておりましたので、各委員長の間接調査報告を求めます。

まず、太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の間接調査報告を求めます。

太宰府市まちづくり総合問題特別委員長 安部啓治議員。

[10番 安部啓治議員 登壇]

10番(安部啓治議員) それでは、平成16年度の太宰府市まちづくり総合問題特別委員会の調査研究の概要につき中間報告をいたします。

本委員会は、平成16年7月26日、同9月6日、平成17年3月3日の計3回開催し、平成16年11月1日から2日に行政視察を行いました。

調査内容については、昨年に引き続き、仮称「JR太宰府駅」建設及び福岡県立看護学校跡地周辺の開発整備構想について、九州国立博物館及び太宰府館周辺のまちづくりについて、高雄地区のまちづくりについてなどです。

それでは、委員会での主な内容について、各調査内容に沿って報告いたします。

仮称「JR太宰府駅」は、昨年12月定例会の一般質問の執行部からの答弁で、財政状況から本年10月の国立博物館開館までの開設は困難であるということでしたが、その後の駅開設に向けての具体的な状況について確認したところ、基本構想を策定したので、これをもとにJRとの調整に入っていきたいとの回答がありました。具体的な開設時期についての回答はありませんが、今後は策定された基本構想に基づき基本設計・実施計画が策定されることになると考えられますので、財政計画、駅周辺整備、そして最終的なJRとの費用負担等の問題を委員会でも引き続き調査研究したいと考えております。

そのほか、仮称「JR太宰府駅」に関連する委員からの意見として、今後用地協議等事務量が増えることも考えられるが、JR駅建設準備室等設置の考えについて伺ったところ、大きなまちづくりの中で、駅を設置することになるとそれなりの人員確保が必要だろうとの回答でした。

福岡県立看護専門学校跡地についてですが、本市が払い下げを希望する面積は約1万600㎡であり、内部協議において、土地の利用方法や視聴覚棟と研修棟を残すことなどを決定し、昨年8月に福岡県に対して正式要望されております。委員から用地取得金額について尋ねたところ、近隣地価格から勘案すると5億円から6億円であるが、福岡県の財産管理処分に関する条例で定められている減額規定の適用など、できるだけ安価で取得できるよう、今後福岡県と協議していくとの報告を受けております。また、残す建物の利用方法としては、視聴覚棟を社会福祉施設として、研修棟は災害防災棟として使用していきたいとのことでした。

高雄公園整備計画については、梅林アスレチック運動公園及び春日市の白水大池公園の施設

や利用状況を現地調査してまいりました。財政計画については、測量調査費を含め、全体で約7.7億円との説明がありました。この問題については、もっと地元利用者の意見を取り入れ、検討してもらいたいとの意見に対して、平成17年末から平成18年にかけて、近隣行政区へ説明に回りたいとのことです。

九州国立博物館及び太宰府館周辺のまちづくりについては、国立博物館周辺の駐車場計画、アクセスについての質問や意見があり、特に大型バスの駐車場が東側駐車場の8台分だけでは足りないのではないか、西鉄太宰府駅ホーム先端の線路横にある、西鉄所有地約1,400㎡をバス専用駐車場として整備してもらえよう協議できないかとの意見があり、内部検討することです。いずれにしても今後の渋滞緩和策を進める研究が必要であります。

昨年10月に開館した太宰府館については、その後の運営状況について報告を受けました。2月までの利用は総計でおおむね608件、人数は8万1,890人であったとのことです。周辺商店街や太宰府天満宮とのイベント協力も次第に形成されつつあるようですが、委員よりよそからの来館者の実態を把握するよう、また観光客の増大のためには観光案内所を太宰府館に移転することも考えるべきではないかとの意見もあっています。

これらまちづくりを進めるための財源を確保するために、まちづくり交付金等、国、県の補助金や自治体債の発行について、今後委員会でも調査研究をしていく必要があるのではないかという意見も出されております。

行政視察につきましては、北九州市のJR九州北部九州地域本社を訪ね、JR鹿児島本線の折尾と黒崎間に新設された陣原駅を現地視察し、「JR太宰府駅」の考えについての意見交換を行いました。また、岡山市の仮称「JR北長瀬駅」設置及び周辺整備についてや姫路市の観光案内施設、姫路観光ナビポートについて等々を現地調査してまいりましたが、詳細につきましては報告書をご覧くださいと思います。

以上、簡単ですが報告といたします。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

次に、太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間調査報告を求めます。

太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員長 小柳道枝議員。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

12番（小柳道枝議員） 太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会の中間報告を行います。太宰府市中学校給食・少子高齢化問題特別委員会では、平成15年9月19日に特別委員会が設置されて以降、中学校給食導入、地域福祉、子育て支援などについて調査を行ってまいりました。調査を行う中で、特に中学校給食導入は太宰府市の喫緊の課題であるということで、平成16年3月議会において、市民のニーズを把握するための市民アンケート調査の実施を求める

旨の中間報告を行ったところでございます。

昨年3月の中間報告以降、数回にわたり委員会を開催し、教育委員会に対し、市民アンケート調査実施に向け協議を重ね、昨年の11月にアンケートが実施され、今年の2月に集計結果が出されました。

その内容を簡単にご報告申し上げますと、対象者は小学校5、6年生の児童1,185人、その保護者1,185人、中学校1、2年生の生徒1,100人、その保護者1,100人、中学校教師115人、一般市民2,000人の計6,685人にアンケート調査書を配布し、有効回収率は4,821名で回収率は72.1%となっております。

給食導入の希望状況は、小学生、中学生の保護者及び市民の約8割、小・中学生の生徒約5割が実施を希望している一方、教師の約3割と実施希望率が低くなっております。

給食実施希望者の意見としては、対象者によって格差は見られますが、児童・生徒の主な意見が「弁当をつくる人の負担を軽くできる」や「栄養のバランスがよい」など、共働き世帯の増加に伴い、弁当をつくる側の負担を考える子どもの気遣いが感じられます。

保護者では、「栄養のバランスがよい」という意見が8割以上を占め、経済的な観点から賛成する方もいました。

教師の意見としては、「給食は成長期の子どもにとって大切である」と答えた人が約7割いました。

また、実施を希望しないの人の意見として、児童・生徒では「弁当の方がおいしい」という意見が多く、その保護者や市民では「弁当をつくることで親子の交流ができる」という意見が多く見られました。

さらに、実施方法については、児童・生徒、教師では選択方式が完全給食方式を若干上回っておりますが、保護者においては完全給食方式を望む声が多くなっております。

これらのアンケート調査結果の詳細については、議員の皆様方には既にダイジェスト版が配付されておりますので、そちらをご覧くださいませようお願い申し上げます。

当委員会では、3月3日に特別委員会を開催し、これらのアンケート調査結果について担当部局より、説明を受け、協議を行いました。その結果、本市において中学校給食の導入は広く市民から望まれていますが、その実施方法については、生徒、教師、保護者においても意見が分かれるところであり、当委員会としては全会一致で弁当持参か給食かのいずれかを選択できる選択方式による給食を導入すべきであるという判断に至りました。

この背景としては、給食導入に関しては、アンケート調査結果により給食を希望する数が圧倒的に多いことは明白であります。その方法としては、子どもの体質の問題、弁当持参を希望する保護者もいるなど様々な意見があり、それぞれのニーズに即したものにするためには、選択方式が最も望ましいのではないかという意見で一致いたしました。

しかし、選択方式といっても、手法は様々であり、その手法については、生徒の栄養面、女性の社会進出の増加、学校での指導時間の確保などを考慮した上で、太宰府市にとって一番適

当である手法を今後検討していく必要があると思われま

す。  
市執行部におかれましては、市民アンケート調査の結果や当委員会の判断を十分に考慮され、中学校給食導入を本市の最重要課題と位置づけていただき、食育という考えを重点に置いた上で、まずは生徒たちが健康で充実した中学校生活を送れることを第一条件に、平成18年度をめどに早期実施へ向けて取り組んでいただきますことを強く要望いたしまして、簡単ではございますが、中間報告とさせていただきます。

議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

両特別委員会の中間報告は終わりました。

~~~~~

日程第32 議員の派遣について

議長（村山弘行議員） 日程第32、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条及び太宰府市議会会議規則第161条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

### 日程第33 閉会中の継続調査申し出について

議長（村山弘行議員） 日程第33、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成17年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成17年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午前11時56分

~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成17年5月24日

太宰府市議会議長 村山弘行

会議録署名議員 不老光幸

会議録署名議員 渡邊美穂